



2022年9月12日

各位

会社名:フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
(コード:8462 東証スタンダード市場)
代表者名:代表取締役 金 武 偉
問合せ先:財務経理部長 西田 賢一郎
(TEL:075-257-2511)

業績目標コミットメント型ストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は、2022年9月12日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の「新・中期ビジョンと成長戦略」における業績目標を達成し、その後もより長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、適切なインセンティブ構造を導入することを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行いたします。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の4.99%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされております。

「新中期ビジョンと成長戦略」にてご説明のとおり、今後、当社は既存の地方創生・CVCファンド運営業務の拡大及びサーキュラーエコノミー（循環経済）領域に重点を置いた、永久保有型の自己資本投資・買収（以下、「永久保有型M&A」といいます。）の実行の二本柱により中長期的に企業価値向上を図る予定です。これらいずれの事業においても、最適な経営指標は売上高であると思料しております。地方創生・CVCファンド運営業務においては、「ファンド管理報酬」及び投資リターンの一部として受領する「成功報酬」が当社売上として計上されます。また、サーキュラーエコノミー領域等の特定セクターに重点を置いて永久保有型M&Aを実行し、業界覇権を目指すにあたり、まずは市場シェア、すなわち売上

の規模を優先することが必要と考えております。

本新株予約権の行使条件に係る当社の連結売上に対する各コミットメント額（目標額）を設定するにあたり、（イ）地方創生・CVCファンド運營業務においては、2026年3月期までに、既存ファンドの運用期間の満期に伴い減少する管理報酬を補いつつ、総ファンド運営額の1割程度の純増を達成することを目指す新規ファンドを設立すること、（ロ）永久保有型M&Aにおいては、当社の直近期（2022年3月期）連結売上と同等規模（約5億円）の企業買収を年間1件のペースで実行することを想定しております。

なお、付与対象者の意欲及び士気をより一層向上させ、2026年3月期業績目標の前倒し達成も促進するため、2024年3月期から段階的に本新株予約権の権利行使が可能となるよう設計しております。具体的には、当社の連結売上に対するコミットメント額（目標額）950百万円（「新・中期ビジョンと成長戦略」に定める目標2,000百万円の約47.5%）に始まり、1,250百万円（「新・中期ビジョンと成長戦略」に定める目標2,000百万円の約62.5%）、1,900百万円（「新・中期ビジョンと成長戦略」に定める目標2,000百万円の約95%）、最終的には（2026年3月期業績目標2,000百万円を上回る）2,650百万円まで達成し、且つ、それら各段階において当社の連結経常利益も一定金額以上の黒字を達成することを条件として、本新株予約権を一部ずつ段階的に行使することが可能になります。上記のとおり、売上の規模を優先することが必要と考えておりますが、最低限の経常利益率の達成も課すことにより、採算性の低い企業買収の実行を牽制する設計としております。

当社の2016年3月期連結売上1,055百万円（当社創業以来の最大額）及び直近期（2022年3月期）連結売上546百万円と比較したとき、本新株予約権の行使条件である連結売上目標額は野心的且つ妥当と判断され、また連結経常利益も黒字で達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、付与対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。各業績目標を達成した場合も、本新株予約権を行使するにあたり、行使価額に該当株式数を乗じた金額（本新株予約権がすべて行使された場合の最大総額307,119,000円）は、付与対象者が支払う義務を負います。

II. 新株予約権の発行要項

別紙のとおり

以上

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

第 11 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

4,451 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 445,100 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、700 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、決議日の前取引日である 2022 年 9 月 9 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である金 690 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年7月1日から2032年9月26（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される当社連結損益計算書の売上高及び経常利益が、次の各号に掲げる条件を満たした場合に、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使すること

が可能となる（なお、次の各号に掲げる条件が満たされたことにより本新株予約権が行使可能となった場合には、その後に業績の変動により行使可能割合が減少することはない。）。なお、当該権利行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じた場合については、これを切り捨てるものとする。

(a) 売上高が 950 百万円を超過し、かつ、経常利益が 9.5 百万円を超過した場合　：行使可能割合　20%

(b) 売上高が 1,250 百万円を超過し、かつ、経常利益が 12.5 百万円を超過した場合　：行使可能割合　60%

(c) 売上高が 1,900 百万円を超過し、かつ、経常利益が 19 百万円を超過した場合　：行使可能割合　80%

(d) 売上高が 2,650 百万円を超過し、かつ、経常利益が 26.5 百万円を超過した場合　：行使可能割合　100%

なお、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、(ア) 任期満了による退任、(イ) 定年退職、(ウ) 下記③に定める規定により本新株予約権を承継した相続人が権利行使する場合、または(エ) 取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権を承継した相続人が当該本新株予約権の行使を行うことができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022 年 9 月 27 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取

締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年9月27日

9. 申込期日

2022年9月16日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 1名 4,451個

以上